

市教委要請の結果

①休憩時間について

休憩時間が取れなかった場合、回復措置をとらなければならない。そのために、最終15分の勤務を調整対象とすること(つまり、退勤時間を早めること)は、違法ではない。

休憩時間が強調されていますが、現実にはなかなか取れません。しかし、取れなかった場合は、その分調整をしなければなりません。このことについて、「休憩時間の途中付与の原則」(労働基準法34条)に反するから、退勤時間を早めることはできない、という誤解が一部にありました。

しかし、それは「常態化してはいけない」つまり、毎日そうするのはいけない、ということであって、一時的に行うことは適法です。少なくとも、職員会議や校内研修、行事やその片付けなどで休憩時間が取れなかった場合は、最終15分を調整対象として(それでも45分の休憩時間の3分の1です)、校長の判断で「退勤してもよい」とするべきです。もともと当然のことですが、この3月、改めて市教委に確認しました。

実際は、市教委としては「休憩時間を保障するように」と、校長会で言っています。「調整」のことも市教委として説明してほしいのですが、そこまで触れていないようです。「保障できなかった場合は調整する」ということは校長の権限なので、職場で要求していきましょう。

年度末2つの学習会 「保護者対応の秘訣」「特別支援学級の授業」 それぞれ10名を超える参加で成功！なんと恩師との出会いも！

(参加者の中にかつての恩師と教え子がいらっしゃいました)

参加者の感想

「保護者対応の秘訣」

- 「自分も経験したトラブルが事例で上がり、もっと自分を守るすべがあったことに気が付きました」
- 『「枠組みをもってかかわる」』『ハラスメントをさせないための工夫』など、身近な例がたくさん思い出されました」
- 「自分の感情を大切に相手のアセスメントをしていくことなど、本当に必要なことを教えていただきました」

★3月25日という日程について、「打ち上げや慰労会が予想される日程に疑問。内容としては需要が多いのではないか。次回をぜひ」というご意見を事前にいただきました。こうした意見はとてもありがたいです。2度目も計画しますので、事例などもお寄せください。

「特別支援学級の授業」

- 「子どもたちと一緒に楽しんで学ぶ様子が思い浮かんできて、ああ、私もやりたい！と思います。好きな絵本をきっかけにチャレンジしたいです」
 - 「身近なテーマから興味を持たせて理科・社会の内容に取り組みせていく流れがとってもスムーズに思えました。環境・自然のテーマをまた伺いたいです！」「大人でもわくわくしました。若い先生方にこの気持ちを味わってほしい」
- ★ほかに、特別支援学級の体育、道徳などの授業例を、という要望がありました。

